

高齢者新型コロナウイルスワクチン接種について

※接種は強制ではありません。対象者の同意がある場合に「定期接種」が行われます。

予防接種を受けられる方は、接種前に次の注意事項をお読みになり、予診票をご記入ください。ご自身でのご記入が難しい場合は、代理の方にご記入いただくこともできます。

なお、今回お送りした予診票は、東海市内の医療機関でのみ利用可能です。市外の医療機関等で接種する方は、事前にしあわせ村健康推進課に申請してください。接種期間開始に合わせて必要書類を発行します(10日～2週間程度必要)。

市外接種の申請等はこちら



注意事項

1 対象者

東海市内に住所があり、満65歳以上(60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器に手帳1級相当の障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で日常生活がほとんど不可能な方を含む。)で接種を希望される方(接種は義務ではありません。)に限ります。

2 実施期間

市内の医療機関で接種する場合: 令和6年10月15日～令和7年3月31日
市外の医療機関で接種する場合: 令和6年10月15日～令和7年2月28日
(実際に接種できる期間は医療機関ごとに異なります。)

3 接種費用

1, 100円(生活保護受給者の方は無料)で接種できます。

4 接種方法

同封の一覧表から医療機関を選び、予約の可否などを確認のうえ、接種してください。接種当日は、予診票に加え、マイナンバーカードや運転免許証などの住所地在確認できる本人確認書類と、接種料の1, 100円をお持ちください。(満65歳以上の生活保護受給者の方は、別途お送りする公費負担者証明書をお持ちください。)

5 予防接種を受けることができない方

一般的には次のとおりです。

- ① 明らかに発熱のある人(通常37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることがあきらかな人
- ③ 新型コロナウイルスワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある人
- ④ その他医師が不適切な状態と判断した場合

裏面有

6 予防接種の効果

新型コロナワクチン予防接種には、発症予防や重症化(入院)予防の効果があることが確認されています。なお、既感染者であっても再感染する可能性はあり、また、本ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されています。さらに、いずれの年齢群においても、重症化(入院)予防の効果は発症予防効果より高いことが確認されています。

7 副反応

- ① 接種部位の痛み、関節や筋肉の痛み、疲労の症状が現れることがあります。
- ② 熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさの症状がある場合があります。
- ③ ごく稀に、心筋炎や心膜炎を疑う事例及びギラン・バレー症候群が報告されています。接種後、胸の痛み、動悸、息切れ、むくみや手足の力が入りにくい等の症状などがあらわれた場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ④ ごく稀に起こる重大な副反応としては、ショックやアナフィラキシーがあります。

なお、本ワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまでには明らかになっていない症状が出る可能性もあります。接種後の気になる症状は、接種医やかかりつけ医に相談してください。

8 接種後の一般的注意事項

- ① 接種後15分～30分間は、急な副反応が起こることがありますので、接種を受けた施設で待機していただき、体調に異常を感じた場合は、速やかに医師(医療機関)へ連絡してください。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

9 予防接種健康被害救済制度について

新型コロナワクチン予防接種を受けたことにより、万一健康被害が発生した場合、国の健康被害救済制度により医療費・医療手当・障害年金等の給付を受けることができます。(定期接種の対象者に限る。)その他の接種者については、医薬品副作用被害救済制度により給付を受けることになります。

10 インフルエンザワクチンとの接種間隔について

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは接種間隔をおく必要はありません。

ご不明な点や、市外での接種の希望がありましたら下記へお問い合わせください。

(問合せ先)東海市役所健康推進課(しあわせ村内)

電話 052-689-1600(保健指導担当)内線502、514

